

(非公式訳)

投資委員会布告

第 6/2560 号

件名：医療サービスへの投資促進

投資を促進し、タイが総合医療サービス及び先端医療サービスの中心になるよう推進することを目標とした、投資委員会事務局は仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条の第 2 段落、第 18 条、第 31 条、そして第 35 条に基づき、下記のように定め、公布する。

第 1 項 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号の巻末の 7 類に内容を追加し、下記のような業種、条件及び恩典を指定する。

7 類 サービス、公共事業

業種	条件	恩典
7.28 医療サービス		
7.28.1 タイ伝統医療公衆サービス	<ol style="list-style-type: none">1. タイ伝統医療の資格または免許証を取得した人材を採用しなければならない。2. 市立病院と同等またはより高いレベルで、タイ伝統および代替医療局が定めた品質基準 (TTM HA System) を合格しなければならない。	A 3
7.28.2 専門医療センター	<p>以下の条件で、不足分野、即ち、心臓関連 (冠状動脈疾患、心臓手術、心不全)、癌疾患 (化学療法、放射線療法)、腎臓疾患 (人工透析センター) のみ投資奨励する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 人材採用の適切な計画を持つこと。2. 委員会が承認した道具と器材を所有すること。3. 関連機関からの許可を取得し、資格基準規則または保健省のその他の関連基準を満たさなければならない。4. サービスの展開、および市民のアクセスを考慮しなければならない。	A 2

業種	条件	恩典
7.28.3 病院	投資奨励が申請できる地域は以下のように定める。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 に基づく人当たり所得の低い 20 県 2. 南部の国境県、即ち、ナラティワート県、パッタニ県、ヤラー県、ストウン県、及びソンクラーク県の 4 市、即ち、ジャナ市、ナタウィー市、サバヨイ市、テパー市 3. 国境あたりの特別経済開発区 	A 2
7.28.4 患者、医者、または医療機器の搬送サービス (海運、陸運、または空運)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関連機関からの承認を得ること。また、関連機関の患者搬送サービス基準の規則に従うこと。 2. 保健省基準または委員会が承認した他の基準に従う道具と器材を所有すること。 	A 3

第 2 項 業種 7.28.1 タイ伝統医療公衆サービスおよび 7.28.2 専門医療センターに対しては、東部特別経済回廊地域に立地する事業を対象として、法人所得税免除の他に追加恩典を付与すると定める。尚、仏暦 2560 年 (2017 年) 3 月 16 日付投資委員会布告第 4/2560 号 件名：東部特別経済回廊地域への投資奨励措置に基づく法人所得税免除期間満了日より投資による純利益から法人所得税を通常税率の 50% で 5 年間減税する。

尚、仏暦 2560 年 (2017 年) 3 月 24 日より有効とする。

公布日：仏暦 2560 年 (2017 年) 5 月 3 日

(署名)

(プラユット・チャンオチャ)
投資委員会委員長